

答 申 第 2 6 号
平成19年8月30日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会 長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年8月18日付け教学教第150号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第20号 「 中学校校長の注意訓告等の処分を受けた経歴文書」の公文書非開示決定
処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申
(諮問第 2 0 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が，異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにせず，非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては，仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）に基づき，申立人が，「 中学校校長の注意訓告等の処分を受けた経歴（過去経歴全て）」の開示を請求したのに対し，実施機関が「 中学校校長の注意訓告等の処分を受けた経歴」を記載した文書（以下「本件対象公文書」という。）の存否を明らかにせず，非開示決定処分を行ったことについて，その取消しを求めるというものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は，異議申立書（別添 1 - 1 参照）及び意見書（別添 1 - 2）に記載のとおりである。

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は，非開示理由説明書（別添 2）記載のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は，申立人が公文書開示請求書に記載した特定の教職員（以下「本件教職員」という。）の注意訓告等の処分歴が記録された文書である。

なお，公文書開示請求書に記載された「注意訓告等」の「等」の内容については，地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分である戒告，減給，停職又は免職であると解されるが，他方，「注意訓告」については人事管理上の措置であって処分には当たらないことから，開示請求に係る公文書を本件教職員の懲戒処分歴が記録された文書と特定した。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号本文は，個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため，特定の個人が識別され得るような形で，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある形で，個人に関する情報が記

録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件対象公文書が存在するとすれば、これに記録されていると考えられる本件教職員の懲戒処分歴に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文の規定に該当すると認められる。

ウ 条例第7条第2号は、個人情報（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしているので、以下検討する。

(ア) 申立人は、「公務員の懲戒処分情報は、公開すべき情報である」と主張するが、仙台市の公務員の懲戒処分情報は、被処分者の所属、職位、処分の内容、処分の理由、処分年月日など本市の懲戒処分公表の基準で公表されるものを除き、法令等又は慣行により現在又は将来何人でも入手することができる情報とはいえない。

また、申立人は、「請求文書に請求情報があることは仙台地裁訴訟記録に証拠が保管されている。したがって、処分を受けた経歴文書の存否について明らかにしないことは、本来公開すべき情報を不当に非開示にするものである。」と主張する。

民事訴訟法第91条第1項による訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請から一定の要件のもとで設けられているものであるが、同法第92条第1項は、個人のプライバシー保護の観点から、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者の閲覧により、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、当該当事者の申立てにより裁判所が当該当事者だけに閲覧を制限できるという制約を設けている。このように、訴訟記録は、あらゆる場合について閲覧できることにはなっていないから、訴訟記録として裁判所に保管されていることをもって、本件教職員の懲戒処分歴に係る情報が法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

したがって、本件教職員の懲戒処分歴に係る情報は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

(イ) また、本件教職員の懲戒処分歴に係る情報は、人の生命、財産等を保護するため開示することが必要な情報であると認められず、さらに、事業の実施における公務員としての職務遂行に係る情報ともいえないから、条例第7条第2号ただし書ロ及びハにも該当しない。

エ したがって、本件教職員の懲戒処分歴に係る情報は、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

(3) 条例第10条の該当性について

次に、実施機関は、本件対象公文書についてその存否を明らかにせず、非開示決定をしているので、これについて検討する。

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。

教職員の懲戒処分歴については、その有無についても条例第7条第2号本文に規定される個人に関する情報に該当すると認められるところ、仙台市においては、教職員になんらかの懲戒処分歴がある場合について履歴事項として人事記録に記載され、懲戒処分歴がなければ記載は存在しないものである。よって、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、懲戒処分歴の有無が明らかとなり、非開示情報を開示したことと同様の結果になる。

したがって、条例第10条に規定する場合に該当し、本件公文書の存否を明らかにしないで非開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

(4) 条例第9条の該当性について

申立人は異議申立書において、「行政の不手際が疑われる事案において、開示することによって得られる公益と開示しないことによって得られる公益を比較較量するならば、上記のとおり開示すべき事案である。」旨述べており、特定の教職員の懲戒処分歴に係る情報を開示することについて、これが条例第9条に規定される公益上特に必要がある場合に該当し、開示されるべき旨を主張しているものと解することもできるが、公益上特に必要があるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審査会の処理経過

(諮問第 2 0 号)

年 月 日	内 容
平成17.8.18	・ 諮問を受けた
17.9.12	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から非開示理由説明書を受理した
17.9.16	・ 異議申立人から意見書を受理した
17.10.5 （平成17年度 第3回審査会）	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
17.12.22 （平成17年度 第5回審査会）	・ 諮問の審議を行った
18.3.22 （平成17年度 第7回審査会）	・ 諮問の審議を行った